

---

# 第 1 章 基本的事項

---

## 1. 計画策定の趣旨

本市は、平成 16 年 4 月、峰山・大宮・網野・丹後・弥栄・久美浜町の合併により誕生した。

本市のごみ処理については、合併前より現在の市域での広域処理（中間処理）が行われており、ごみの減量化・適正処理に努めてきた。今後は、ごみの収集運搬、処理処分を含めたごみ処理の一元化・統一化を図ることにより、さらなる効率化を推進し、循環型社会形成に向けた取組みを行うことが求められている。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号。以下廃棄物処理法という。）」を始めとする廃棄物関連諸法令の改正や、京都府による「京都府循環型社会形成計画（平成 15 年 3 月）」の策定等、廃棄物を取り巻く法律、上位計画も大きく変化してきている。

生活排水処理については、公共用水域の水質保全のため、公共下水道や合併処理浄化槽等による水洗化率の向上を図り、生活排水の適正な処理を推進する事が求められている。

このような現状を踏まえ、総合的かつ中・長期的な本市の一般廃棄物処理の基本方針として、一般廃棄物処理基本計画を策定する。

## 2. 計画の位置付け

一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成され、それぞれ、ごみ処理に関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水処理に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）とから構成される（図 1-2-1）。

また、廃棄物処理法第 6 条第 1 項では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」としており、策定にあたっては、「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の基本構想に即して定めるものとする。」（同条第 3 項）、「関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。」（同条第 4 項）としている。

以上に基づき、京丹後市一般廃棄物処理基本計画（以下本計画という）は、廃棄物処理法等の関連法や上位計画等との整合性を図りつつ策定するものとする。

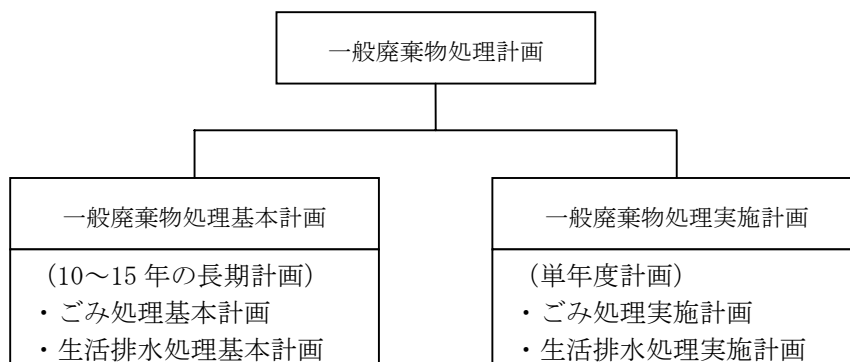


図 1-2-1 一般廃棄物処理計画の構成

### 3. 計画対象区域

本計画の対象区域（計画処理区域）は、京丹後市全域とする。

### 4. 計画期間

本計画の計画期間は平成 18 年度を初年度、平成 32 年度を目標年度とする 15 年間とする。ただし、国・府の減量化目標の年度との整合性から、中間目標年度を平成 22 年度とする。

**計画目標年度 平成 32 年度**  
 (中間目標年度 平成 22 年度)

本計画の見直しは、概ね 5 年ごとに行うことを基本とする。なお、国における廃棄物行政などの上位計画や社会経済情勢の変化、施設整備事業の進捗状況などに応じ、適宜見直しを行うものとする。